

国土交通省組織令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（本則関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（航空交通管制部の名称、位置及び所掌事務） 第二百十九条 航空交通管制部の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>			
名称	位置	名称	位置
札幌航空交通管制部	札幌市	札幌航空交通管制部	札幌市
東京航空交通管制部	所沢市	東京航空交通管制部	所沢市
神戸航空交通管制部	神戸市	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>
福岡航空交通管制部	福岡市	福岡航空交通管制部	福岡市
<u>（削る）</u>	<u>（削る）</u>	<u>那覇航空交通管制部</u>	<u>那覇市</u>
<p>2 各航空交通管制部は、その管轄区域に応じ、法第四十条第一項に規定する事務を分掌する。ただし、空域における航空交通及び気象の状況を考慮した飛行経路の設定、交通量の監視及び調整その他の航空交通の管理に関する事務は、その全部を福岡航空交通管制部が分掌する。</p>			